

平成17年度人事行政の運営等の状況の公表

大潟村人事行政の運営等の状況の公表に関する条例(平成17年大潟村条例第4号)第4条第1項の規定に基づき、大潟村の平成17年度における人事行政の運営の状況及び秋田県人事委員会からの公平委員会の事務の委託に係る業務の状況を公表する。

平成18年10月31日

大潟村長 黒瀬 喜多

人事行政の運営の状況

1 任免及び職員数の状況等

(1) 任免及び職員数の状況(各年度の4月1日現在)

区分		職員数		増減状況	
		平成17年度	平成18年度	対前年増減数	主な増減理由
一般行政部門	総務他	48	45	△ 3	事務の統廃合等
特別行政部門	教育	11	10	△ 1	退職に伴う減
公営企業等会計部門	水道	1	1		
	下水道	1	1		
	その他	3	3		
	小計	5	5		
合計		64	60	△ 4	

(2) 定員適正化の取組

① 定員適正化の取組

計画期間		数値目標
始期	終期	
平成16年4月1日	平成26年3月31日	10年間で10人(15%)削減

② 平成22年4月1日現在における定員の数値目標

H16年度より8人削減する。(H25年度には56人体制へ)

③ 定員適正化計画の年次別進捗状況(実績)の概要

(各年4月1日現在)

区分	年度	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	15～25年計	(参考)数値目標
		減員	5	6	0	6	1	3	4	1	0	3	29	
増員	5	2	2	2	2	2	2	1	1	0	19			
差引	0	-4	2	-4	1	-1	-2	0	1	-3	-10			
職員数	66	66	62	64	60	61	60	58	58	59	56		-10	

(注)計画期間は、平成16年度～25年度の10年間である。

2 給与の状況

(1) 平均給料月額等

区分	平均給料月額	平均給与月額	平均年齢
一般行政職	300,300円	353,900円	41歳8月
技能労務職	—	—	—

(2) 初任給の状況・経験年数別の平均給料月額

区分	初任給	採用2年後の給料	経験年数別平均給料月額			
			経験年数10年～15年未満	経験年数20年～25年未満	経験年数30年～35年未満	
一般行政職	大学卒	170,200円	170,200円	250,500円	353,300円	417,200円
	高校卒	138,400円	138,400円	—	—	379,100円
技能労務職	大学卒	—	—	—	0	—
	高校卒	135,600円	—	—	0	—

(3) 一般行政職の級別職員数の状況

(平成18年4月1日現在)

区分	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	計
標準的な職務	主事	主任	主査課長補佐	課長補佐	主席課長補佐	課長	—	—	
職員数	9人	8人	6人	8人	6人	4人	—	—	41人
構成比	22.0%	19.5%	14.6%	19.5%	14.6%	9.8%	—	—	100.0%

(注)1. 職員数は、「一般職員の給与に関する条例」に基づく給料表の級区分によるものです。

2. 標準的な職務とは、それぞれの級に該当する代表的な職務です。

(4) 昇級期間短縮の状況

区分		全職種
平成17年度 (決算)	職員数 A	44人
	普通昇級期間を短縮して昇級した職員数 B	7人
	比率 B/A	15.90%
平成16年度 (決算)	職員数 A	44人
	普通昇級期間を短縮して昇級した職員数 B	8人
	比率 B/A	18.18%

(5) 諸手当の状況

I. 期末勤勉手当

(平成17年度)

区分	期末手当	勤勉手当
支給割合	3.00月	1.45月
加算措置の状況	職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～15%	

II. 退職手当

(平成17年度)

区分		支給割合	
		自己都合	勤奨・定年
勤続年数	勤続20年	23.50月分	30.55月分
	勤続25年	33.50月分	41.34月分
	勤続35年	47.50月分	59.28月分
最高限度額		59.28月分	59.28月分
一人当たり平均支給額		21,042千円	

III. 時間外勤務手当

平成17年度	支給実績	9,488千円
	職員1人当たり支給年額	158千円
平成16年度	支給実績	8,872千円
	職員1人当たり支給年額	148千円

IV. その他の手当

区分		支給月額単価	平成17年度(一般会計決算)		
			支給実績	職員1人当たり平均支給年額	
扶養手当	配偶者	13,000円	5,978千円	99,633円	
	配偶者以外2人目まで	6,000円			
	うち1人目	配偶者がいない場合			11,000円
		配偶者が扶養でない場合			6,500円
	その他(3人目～)	5,000円			
	16歳～22歳の子についての加算	5,000円			
住居手当	持ち家(新築から5年間)	2,500円	1,622千円	27,033円	
	借家	支給限度額27,000円			
通勤手当	交通機関利用	支給限度額50,000円	4,710千円	78,500円	
	自家用車等利用	支給限度額24,500円			
管理職手当	行政職	職務の級5～6級	7,077千円	117,950円	
	医療職(1)	職務の級4級			
		給料月額6～8%			
		給料月額の6%			

3 勤務時間その他の勤務条件等

(1) 勤務時間の状況

勤務時間	休憩時間	休息時間
午前8時30分から 午後5時15分まで	正午から 午後0時45分まで	午前10時～10時15分、午後3時～3時15分 ※H18.7月廃止

※このほか、窓口業務のある部署、福祉施設等は、必要に応じ特別の勤務時間等を定めている。

(2) 休暇の状況

I. 年次有給休暇の取得状況

(平成17.1.1～17.12.31)

区分	対象職員数	総付与日数	総取得日数	平均取得日数
村長部局	44人	1,711日	383日	9日
教育委員会	18人	720日	140日	8日
合計	62人	2,431日	523日	8日

II. 育児休業・部分休業・介護休暇の取得状況

区分	育児休業(女性)			育児休業(男性)			部分休業	介護休暇
	取得可能者数	取得者数	取得率	取得可能者数	取得者数	取得率	取得者数	取得者数
村長部局	0	0		2	0	0%	0	0
教育委員会	0	0		0	0		0	0
合計	0	0	0	2	0	0	0	0

※1 育児休業の「取得可能者数」とは、平成17年度に新たに育児休業が可能となった職員の数をいう。

※2 育児休業の「取得者数」とは、平成17年度に新たに育児休業を取得した職員の数をいう。

III. 休暇制度の概要

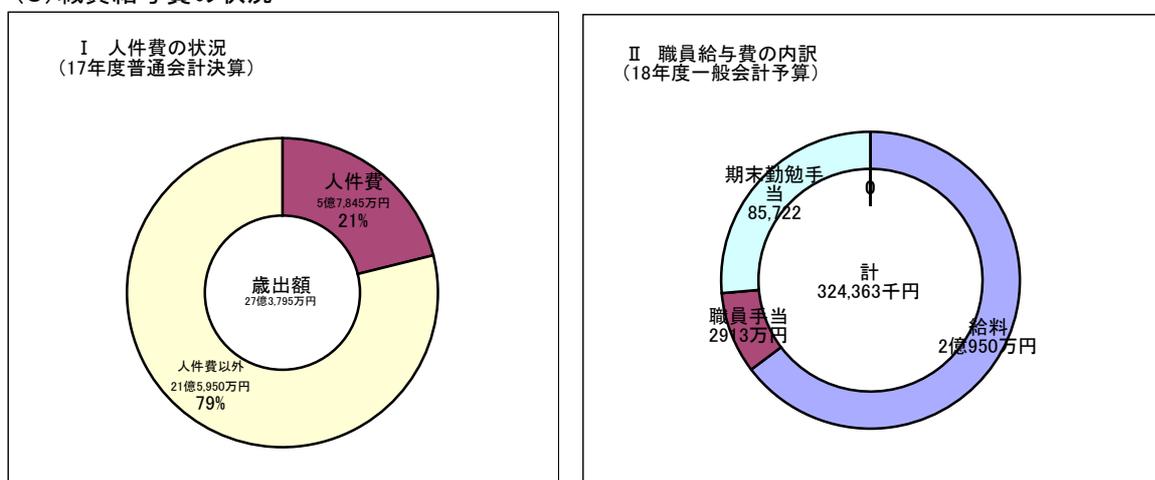
休暇の種類

種類	内容
年次休暇	1年に20日(新規採用の年は採用月に応じて定められた日数)与えられる。残日数は翌年に繰り越すことができる。
療養休暇	職員が結核性疾患により長期の療養をする必要があり、その勤務しないことがやむを得ないと認められる場合に与えられる。
組合休暇	職員が登録された職員団体の業務又は活動に従事する場合に与えられる。
病気休暇	職員が負傷又は疾病のため療養をする必要があり、その勤務しないことがやむを得ないと認められる場合に与えられる。
特別休暇	特別の事由により職員が勤務しないことが相当である場合に与えられる。(主な特別休暇は次表のとおり)
介護休暇	職員が配偶者、父母等を介護をするため、勤務しないことが相当であると認められる場合に与えられる。

主な特別休暇

種類	内容
ボランティア休暇	自発的に、報酬を得ないで社会に貢献する特定の活動を行う場合で、勤務しないことが相当であるとき。(年5日以内)
結婚休暇	職員が結婚する場合。(5日以内)
出産休暇	女性職員が出産する場合。(産前6週間及び産後8週間)
配偶者出産休暇	妻の出産に伴い入院の付き添い等をする場合。(2日以内)
配偶者の出産に係る子の養育休暇	妻が出産する場合で、子の養育のため勤務しないことが相当であると認められるとき。(5日以内)
子の看護等休暇	小学校就学の始期に達するまでの子を養育する職員が、その子の看護等をする場合で、勤務しないことが相当と認められるとき。(年5日以内)
服喪休暇	親族が死亡した場合で、職員が喪に服するとき。(親族区分により定める日数。最高で7日以内)
夏季休暇	夏季における盆等の諸行事、心身の健康の維持及び増進又は家庭生活の充実のため勤務しないことが相当と認められる場合。(3日以内)

(3) 職員給与費の状況



(4) 特別職の報酬等の状況

	給料・報酬額	類似団体		期末勤勉手当	退職手当
		最高額	最低額		
給料	村長	620,000円	0	3.3月分	(算定方式) 給料月額×割合 ×勤続月数 (支給時期) 任期满了時
	助役	587,000円	0		
	収入役	—	0		
報酬	議長	237,000円	0		
	副議長	212,000円	0		
	議員	199,000円	0		

4 分限及び懲戒の状況

分限処分・懲戒処分者数 該当なし

5 服務の状況

服務規律の確保に関する取り組み等 特になし

6 研修及び勤務成績の評定の状況

(1) 研修の実績（平成17年度）

区分	研修実施機関	内容	修了者数
行政研修(テーマ研修)		自らテーマを持ち、職務遂行に必要な知識等の習得に努めるとともに、意識改革及び政策形成能力の向上に努めた。	14
自治研修	秋田県自治研修所	町村会主催。係長級・主事級等役職に応じた課題解決方法を学んだ。	5
専門研修	全国市町村アカデミー	全国市町村振興協会主催。専門的知識の習得及び実務能力の向上に努めた。	2

(2) 勤務成績の評定の概要

対象	一般職の全職員
評価者	所属課長(課長職においては、助役)
評価期間	昇給日前1年間
評価の内容	休暇・懲戒処分の有無 業績、能力及び勤務態度・姿勢等について評価

7 福祉及び利益の保護の状況

(1) 福利厚生状況

I 福利厚生事業の概要

職員の病気、負傷、出産、死亡等に関する事及び退職年金に関する事については地方公務員法第43条の規定に基づき共済制度が設けられることになっており、この制度に関しては地方公務員等共済組合法に基づき実施されている。職員の保健、元気回復その他厚生に関する事項については、地方公務員法第42条の規定に基づき実施している。

II 職員厚生費の状況

(平成17年度)

分類	主な事業	事業費(千円)
健康管理・安全衛生管理	職員健康推進協議会への補助 健康保健事業:人間ドック、総合検診の実施 保健体育事業:野球大会等への参加	2,082
	全国町村会慶弔事業への加入	512
共同互助会への助成	秋田県市町村職員互助会への助成 事業内容:死亡弔慰金等の給付、無料法律相談・ライフプランセミナー等の実施	3,937
職員会館運営	職員会館(東2-1)の管理運営等	132

(2) 公務災害補償の状況

I 公務災害補償制度の概要

地方公務員が公務上の災害(負傷、疾病、障害又は死亡をいう。)又は通勤による災害を受けた場合に、その災害によって生じた損害を補償し、必要な福祉事情を行うことにより、被災職員及びその遺族の生活の安定と福祉の向上に寄与することを目的とする。

補償の種類には、療養補償、休業補償、傷病補償年金、障害補償、介護補償、遺族補償、葬祭補償などがある。

II 補償実績

(平成17年度)

療養補償		障害補償		遺族補償		その他	
件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
件	千円	件	千円	件	千円	件	千円
2	43	0	0	0	0	0	0

公平委員会の業務の状況

1 勤務条件に関する措置の要求の状況

(平成17年度)

事案名	要求者	要求年月日	要求内容	審理内容等	終結内容等
該当なし					

2 不利益処分に関する不服申立ての状況

(平成17年度)

事案名	申立人	申立年月日	申立理由	審理状況	終結内容等
該当なし					